

# 横浜市立左近山中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止に向けた左近山中学校の考え方

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条）

### 【いじめ防止等に向けての基本理念】

いじめはどの集団、どの学級、どの生徒にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件であり、人として絶対に許されない行為である。子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。そのいじめを防止するために、特定の生徒だけの問題とせず、学校全体、さらに広く保護者や地域社会全体で真剣に取り組んでいく必要がある。

## 2 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

### いじめ防止対策委員会

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導専任・養護教諭・個別支援級代表・通級指導教室代表  
・生活指導部長 ＊必要に応じて外部専門職（SC、スクールソーシャルワーカー等）の参加



左近山中ブロック学校運営協議会  
学家地連



横浜市教育委員会 西部児童相談所  
旭警察署 横浜総合相談センター

### 【運営】

- 週1回、定例会を開催する。また、いじめの疑いがある場合は直ちに本委員会を開催する。
- 日常から生徒の学校生活での動向等の情報交換を密にし、教職員の共有化を図る。
- いじめ事案に対して、学校の中核となり、組織的な取組を行う。
- いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担の中核となり、会議録を専任が作成し、校長室に保管する。
- いじめに関する重大事態の発生時に、調査・判断・対応の中核となる。
- 「いじめ防止に向けた年間計画」の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

## 【活動内容】

### ○未然防止

- ・いじめの未然防止に向け、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。
- ・「いじめ対応情報管理システム」を活用しながら学校全体で記録・情報共有を行う。

### ○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施する。各関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報をする。

### ○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と、計画的な実施を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）を行う。

## 3 いじめの未然防止及び早期発見・事案対処のための取組

### 【いじめの未然防止】

○いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、未然防止に向けた取り組みの充実を図る。

#### 〈学校として〉

- ・中期学校経営方針に基づいて、人権教育及び道徳教育全体計画に位置づけるとともに道徳の授業を中心としたあらゆる場面において「いじめ根絶」を推進する。
- ・特別活動や生徒会活動、部活動において、「いじめ防止」に向けた生徒の主体的な活動を推進する。
- ・各教科において「言語活動」を充実させ、コミュニケーション能力向上や思いやりの心の育成を図る。

#### 〈生徒として〉

- ・生徒会本部役員の活動を主軸に、左近山中学校ブロック会議、旭区ブロック会議を通して「いじめをしない自分であるために」をテーマとして協議を行い、そこで出た意見を学校全体に周知していく。
- ・「見て見ぬ人を減らす」「仲裁者を増やしたい」を目標とした動画やポスターなどを作成するなどの活動を通していじめ防止に努めていく。

## 【いじめの早期発見】

- いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもち、積極的に認知することでいじめの早期発見に努める。
- ・日常の学校生活から教職員が生徒の身近にいるよう心掛け、生徒との信頼関係を構築する。
- ・教育相談やいじめ防止アンケート、Y-P アセスメントを活用し、いじめの実態把握に努める。
- ・保護者との面談や家庭訪問、懇談会を通して、情報収集や保護者に対する様々な啓発活動を行う。
- ・SC や SSW、校内ハートフル支援員等と連携し、いじめの早期発見に努める。

## 〈 いじめに対する措置 〉

- いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要である。教職員は、個々や一部の部署で抱え込むことをせず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応を行う。
- ・教職員指導体制の確認と共通理解
- ・当該生徒の保護、継続的ケア
- ・関係生徒への聞き取りと指導
- ・保護者との連携
- ・関係機関、専門機関との連携
- ・支援生徒集団の育成

## 〈 いじめの解消 〉

- いじめが『解消している』状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## 〈 教職員研修の充実 〉

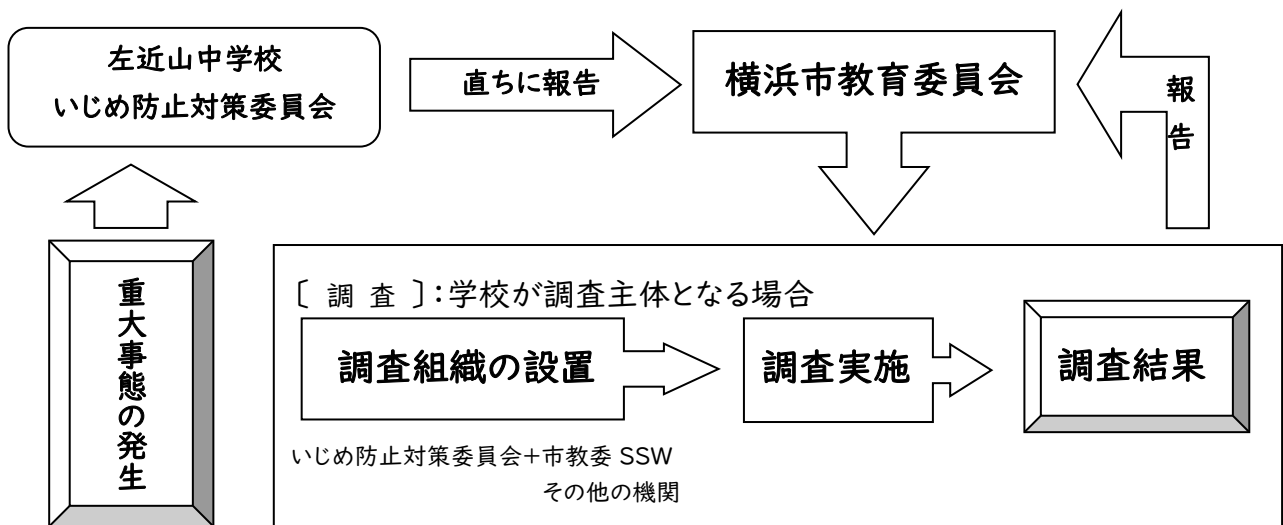
- ・生徒理解やいじめ防止、人権等に関わる教職員研修を実施し、教師力の向上を図る。

## 〈 学校運営協議会等の活用 〉

- ・左近山ブロック学校運営協議会を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。



## 4 重大事態への対応



### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

策定・改定日  
平成26年3月策定  
平成30年2月改定  
令和5年3月改定  
令和7年3月改定  
令和8年2月改定